

第二十七回参議院議員通常選挙が近く執行されることとなります。宮城県明るい選挙推進協議会は、この選挙が今後の国政の進路を方向づけるうえで重要な選挙であることを、県民一人一人が認識し、有権者の投票総参加のもとに、明るくきれいな選挙が行われることを念願するところであります。

宮城県明るい選挙推進協議会は、全ての有権者をはじめ、政党、候補者及び選挙運動に携わる者に対し、次のことを宣言します。

一、政党、候補者等は、民主主義の健全な発展を期するため、その基盤となる選挙の正しいルールを守り、明るくきれいな選挙を行うよう、強く要望します。

二、有権者は、一票の行使が、今後の国政を決める重大なものであることを十分認識し、全員が投票に参加され、買収・供応などにまどわされない自覚ある投票をするよう、念願します。

三、参議院は、「良識の府」と呼ばれ、国政を決するうえで重要な機関であります。

有権者は、政党その他の政治団体の政策等を見極め、候補者の政策や人格・識見等を吟味し、政党その他の政治団体・候補者を選ぶよう、念願します。

令和七年六月十日

宮城県明るい選挙推進協議会